

(写)

長門市告示第 72 号

令和 2 年第 1 回長門市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 2 年 4 月 10 日

長門市長 江 原 達 也

- 1 日時 令和 2 年 4 月 13 日 午前 9 時 30 分
- 2 場所 長門市議会議事堂
- 3 付議事件

議案

- 第 1 号 令和 2 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 3 号 専決処分の承認について（長門市税条例等の一部を改正する条例）
- 第 4 号 専決処分の承認について（長門市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 第 5 号 専決処分の承認について（長門市介護保険条例の一部を改正する条例）
- 第 6 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

令和 2 年第 1 回

長門市議会臨時会

議 案

## 目 次

### 議 案

- 第 1 号 令和 2 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 3 号 専決処分の承認について（長門市税条例等の一部を改正する条例）
- 第 4 号 専決処分の承認について（長門市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 第 5 号 専決処分の承認について（長門市介護保険条例の一部を改正する条例）
- 第 6 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

議案第 2 号

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 2 年 4 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長門市国民健康保険条例（平成 17 年長門市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条の次に次の 4 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第 5 条 市は令和 2 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日以後の規則で定める日から起算して 1 年 6 月を経過する日までの間、次条から附則第 8 条までに定めるところにより、傷病手当金を支給する。

第 6 条 給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第7条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第8条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条から第8条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案第 3 号

専決処分の承認について（長門市税条例等の一部を改正する条例）

長門市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 2 年 4 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

長門市長 江 原 達 也

## 長門市条例第 13 号

長門市税条例等の一部を改正する条例

(長門市税条例の一部改正)

第 1 条 長門市税条例（平成 17 年長門市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 34 条の 2 中「第 12 項」を「第 11 項」に、「、寡婦（寡夫）控除額」を「、寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に改める。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 48 条第 2 項中「第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項」を「第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項」に改める。

第 54 条第 2 項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 54 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 12」を「第 10 条の 2 の 15」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「によって」を「により」に、「第 49 条の 2」を「第 49 条の 3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「によって」を「により」に、「においては」を

「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- （1）土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- （2）土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- （3）その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定に

については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「平成 33 年度」を「令和 6 年度」に改める。

附則第 10 条中「又は法附則第 15 条」を「又は附則第 15 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 26 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 31 項第 1 号」を「附則第 15 条第 28 項第 1 号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項中「附則第 15 条第 31 項第 2 号」を「附則第 15 条第 28 項第 2 号」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項を削り、同条第 15 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 16 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

17 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附則第 10 条の 2 第 19 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 20 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 21 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 22 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 21 項と

し、同条第 23 項を削り、同条第 24 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同項を同条第 22 項とし、同条第 25 項中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 23 項とし、同条第 26 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 24 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

25 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附則第 10 条の 2 第 27 項を同条第 26 項とする。

附則第 11 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「平成 31 年度又は平成 32 年度」を「令和元年度又は令和 2 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 31 年度分又は平成 32 年度分」を「令和元年度分又は令和 2 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 13 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「又は法」を「又は」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 15 条の 2 中「平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで」を「令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで」に改める。

附則第 16 条第 2 項から第 4 項までの規定中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に、「平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」に、「平成 33 年度分」を「令和 3 年度分」に改める。

附則第 17 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 5 年度」に改め、同条第 3 項中「第 35 条の 2」を「第 35 条の 3」に改める。

附則第 22 条第 2 項中「平成 33 年度」を「令和 3 年度」に改める。

附則第 23 条中「平成 35 年度」を「令和 5 年度」に改める。

第 2 条 長門市税条例の一部を次のように改正する。

第 19 条中「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に」を「第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第 4 号中「によって」を「により」に改め、同条第 5 号中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、同条第 6 号中「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項」を「第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項」に改める。

第 20 条中「及び第 4 項」を削る。

第 23 条第 3 項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第 31 条第 2 項の表第 1 号において「収益事業」という。）」を加え、「第 31 条第 2 項の表の第 1 号」を「同号」に、「第 48 条第 10 項から第 12 項まで」を「第 48 条第 9 項から第 16 項まで」に改める。

第 31 条第 2 項の表第 1 号オ中「第 292 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 292 条第 1 項第 4 号の 2」に改め、同条第 3 項中「、同項第 2 号の連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは同項第 3 号の連結法人税額の課税標準の算定期間、又は同項第 4 号の均等割額」を「若しくは同項第 2 号の期間又は同項第 3 号」に改める。

第 48 条第 1 項中「第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項」を「第 31 項、第 34 項及び第 35 項」に、「第 10 項、第 11 項及び第 13 項」を「第 9 項、第 10 項及び第 12 項」に、「第 4 項、第 19 項及び第 23 項」を「第 31 項及び第 35 項」に、「同条第 22 項」を「同条第 34 項」に、「第 3 項」を「第 2 項後段」に改め、同条第 2 項中「第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項」を「第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項」に、「第 321 条の 8 第 24 項」を「第 321 条の 8 第 36 項」に改め、同条第 3 項中「第 66 条の 9 の 3 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 93 の 3 第 4 項及び第 10 項」を「第 66 条の 9 の 3 第 3 項及び第 9 項」に、「第 321 条の 8 第 25 項」を「第 321 条の 8 第 37 項」に改め、同条第 4 項中「第 321 条の 8 第 26 項」を「第 321 条の 8 第 38 項」に改め、同条第 5 項中「第 321 条の 8 第 22 項」を「第 321 条の 8 第 34 項」に、「同条第 21 項」を「同条第 33 項」に、「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に改め、同条第 6

項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

(長門市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 長門市税条例等の一部を改正する条例(平成31年長門市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、長門市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削り、同条例附則第16条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号を次のように改める。

#### (4) 削除

附則第1条第5号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削り、「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中長門市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中長門市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中長門市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中長門市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第●号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の長門市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第●号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の長門市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第●号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第●号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（長門市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 長門市税条例の一部を改正する条例（平成27年長門市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10

月 31 日」に改め、同表第 6 項の項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

第 9 条 長門市税条例等の一部を改正する条例（平成 29 年長門市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 3 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条中「31 年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第 3 条第 1 項中「31 年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第 2 項中「31 年新条例」を「元年新条例」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改める。

第 10 条 長門市税条例の一部を改正する条例（平成 29 年長門市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 3 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 2 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

第 11 条 長門市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年長門市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 4 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 5 号中「平成 32 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改め、同条第 6 号中「平成 32 年 10 月 1 日」を「令和 2 年 10 月 1 日」に改め、同条第 7 号中「平成 33 年 1 月 1 日」を「令和 3 年 1 月 1 日」に改め、同条第 8 号中「平成 33 年 10 月 1 日」を「令和 3 年 10 月 1 日」に改め、同条第 9 号中「平成 34 年 10 月 1 日」を「令和 4 年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年度」を「令和 3 年度」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 7 条中「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改める。

附則第 9 条第 1 項中「平成 32 年 10 月 1 日」を「令和 2 年 10 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年 11 月 2 日」を「令和 2 年 11 月 2 日」に改め、同条第 3 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「32 年新条例」を「2 年新条例」に改める。

附則第 11 条第 1 項中「平成 33 年 10 月 1 日」を「令和 3 年 10 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 11 月 1 日」を「令和 3 年 11 月 1 日」に改め、同条第 3 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「33 年新条例」を「3 年新条例」に改める。

議案第 4 号

専決処分の承認について（長門市都市計画税条例の一部を改正する条例）

長門市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 2 年 4 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

長門市長 江 原 達 也

#### 長門市条例第 14 号

##### 長門市都市計画税条例の一部を改正する条例

長門市都市計画税条例（平成 17 年長門市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 349 条の 3 第 10 項から第 12 項まで、第 22 項から第 24 項まで、第 26 項、第 28 項から第 31 項まで、第 33 項又は第 34 項」を「第 349 条の 3 第 9 項から第 11 項まで、第 21 項から第 23 項まで、第 25 項、第 27 項から第 30 項まで、第 32 項又は第 33 項」に改める。

附則第 6 項を削る。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を附則第 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 47 項の条例で定める割合）

8 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附則第 10 項の前の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項及び第 11 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 12 項から第 14 項までの規定中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 16 項中「、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで、第 27 項、第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項まで若しくは第 48 項から第 50 項まで」を「から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項」に、「第 34 項」を「第 33 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の長門市都市計画税条例（附則第 4 項において「新条例」という。）の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 40 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 ● 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第 16 項の規定の適用については、同項中「、第 47 項若しくは第 48 項」とあるのは、「若しくは第 47 項」とする。

議案第 5 号

専決処分の承認について（長門市介護保険条例の一部を改正する条例）

長門市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 2 年 4 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

長門市長 江 原 達 也

長門市条例第 15 号

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

長門市介護保険条例（平成 17 年長門市条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 31 年度から平成 32 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「22,455 円」を「17,964 円」に改め、同条第 3 項中「平成 31 年度から平成 32 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「22,455 円」を「17,964 円」に、「37,425 円」を「29,940 円」に改め、同条第 4 項中「平成 31 年度から平成 32 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「22,455 円」を「17,964 円」に、「43,413 円」を「41,916 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長門市介護保険条例第 4 条の規定は、令和 2 年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 6 号

専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年 4 月 7 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 2 年 4 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

## 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 7 日

長門市長 江 原 達 也

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解及び損害賠償の額を定める。

1 和解及び損害賠償の相手方

住所

氏名

2 和解の内容

長門市の責任割合を 100%とする。

長門市は損害を受けた相手方に対し、損害の解決金として 155,254 円を賠償するものとする。

なお、長門市及び相手方との間には、本件事故に関し、上記の損害賠償金以外に一切の債権債務がないことを相互に確認する。

4 損害賠償の額 155,254 円

5 発生の原因となる事実

令和 2 年 3 月 24 日午後 1 時 25 分頃、長門市しごとセンター駐車場において、相手方車両が場内入り口付近にあるグレーチングの上を走行した際、グレーチングが跳ね上がり車両底部に損害を与えたもの